



熊本県公報

第 1 1 8 0 3 号

平成 21 年 5 月 7 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 国土調査の指定…………… (農村整備課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2

公 告

- 道路位置指定について…………… (建築課) 3
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 4

登 載 依 頼

- 平成21年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (土木技術管理室) 5
- たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 5
- 熊本県肝炎対策協議会の開催…………… (健康危機管理課) 6

告 示

熊本県告示第452号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
 平成21年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアリングあゆみ居宅介護支援事業所 水俣市袋365番地1	ケアリングあゆみ合同会社	平成21年5月1日

熊本県告示第453号
 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により阿蘇市及び美里町が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。
 平成21年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	指定年月日
阿蘇市	大字宮地の一部	平成21年4月27日から 平成22年3月31日まで	平成21年4月27日
美里町	三加の一部	平成21年4月27日から 平成22年3月31日まで	平成21年4月27日

熊本県告示第454号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成21年5月7日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字佐別當 4 3 1 5 番 1 地先から 同所 4 3 1 8 番地先まで	前	4.8 ～ 24.3	235.0	緊道整 B 防災 (法面 保護工)
			後	5.8 ～ 42.0	235.0	
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町深水い字松ノ平 3 8 7 番 5 地先から 同町西部は字松ノ平 1 0 番 1 地先まで	前	4.3 ～ 10.2	80.0	単防災 (自) (法面 保護工)
			後	20.9 ～ 28.5	80.0	
一般県道	田上日奈久線	八代市日奈久塩南町字宇土ノ口甲 1 5 3 番 1 地先から 同所 1 5 2 番 1 地先まで	前	3.3 ～ 8.5	82.0	単防災 (自) (法面 保護工)
			後	5.5 ～ 19.5	82.0	
一般県道	樅木河合場線	八代市泉町柿迫字肥後平 5 9 3 5 番地先から 同所 5 9 3 0 番 1 地先まで	前	3.8 ～ 7.3	147.0	緊道整 B 防災 (法面 保護工)
			後	22.7 ～ 31.4	147.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 5 月 7 日

熊本県告示第 4 5 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 5 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字滝川字西原 2 0 0 0 番 4 地先から 同所 2 0 0 0 番 5 地先まで	71.5	やさ道 交 1 地

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 5 月 7 日

熊本県告示第 4 5 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 5 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	高森波野線	阿蘇郡高森町大字河原字塩井平 1004番地先から 同町大字河原字北園 822番1地先まで	前	7.2 ～ 14.5	281.4	単道改
			後	9.3 ～ 28.0		
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡山都町大字金内字古園 1512番1地先から 同町大字金内字早稲田 191番1地先まで	前	4.8 ～ 30.0	707.7	旧道移管
				7.5 ～ 35.0		
			後	7.5 ～ 35.0	880.8	

2 区域を変更する期日 平成21年5月7日

公 告

熊本県公告第242号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池市袈裟尾526番地5
- 2 築造者の氏名 江里口和男
- 3 道路の位置 菊池市袈裟尾字東村上526番1、同526番6及び同527番3
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 34.85メートル
- 6 指定年月日 平成21年4月22日
- 7 指定番号 菊池景建第12号

熊本県公告第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営大津北部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営大津北部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年5月8日から平成21年6月4日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所
大津町役場

熊本県公告第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字久保田字大堀木2677番2の一部、同2678番4、同2679番2、同2680番5、同2680番6、同字中原2983番の一部、同2987番の一部及び里道の一部
 2,346.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 菊池郡菊陽町大字久保田2984番地
 医療法人社団熊本清仁会

熊本県公告第245号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成21年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1407号	混合石灰肥料	ラブライム	アルカリ分：40.0 可溶性苦土：11.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	多木物産株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町二番地	平成27年5月11日
熊本県肥第1408号	混合石灰肥料	粒状ヒューライム	アルカリ分：52.0 可溶性苦土：10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	多木物産株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町二番地	平成27年5月11日
熊本県肥第1347号	混合石灰肥料	ヒューマグ10粒	アルカリ分：53.0 可溶性苦土：10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社谷脇石灰工業所 熊本県宇城市松橋町曲野3304-5	平成27年5月9日
熊本県肥第1269号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社谷脇石灰工業所 熊本県宇城市松橋町曲野3304-5	平成27年5月24日

熊本県公告第246号

城南町に事務所を置く杉上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成21年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	緒方 寛	下益城郡城南町築地856番地
理事	中澤 信雄	下益城郡城南町坂野656番地
理事	安藤 至	下益城郡城南町坂野1194番地の1
理事	中野 昭信	下益城郡城南町今吉野610番地
理事	南部 吉勝	下益城郡城南町今吉野463番地の2

理事	田中 幹生	下益城郡城南町千町 1 1 5 1 番地
理事	東家 真治郎	下益城郡城南町千町 2 2 1 9 番地
理事	荒木 保博	下益城郡城南町永 1 4 8 8 番地
理事	丹部 有慶	下益城郡城南町丹生宮 5 3 0 番地
理事	大橋 紘一	下益城郡城南町高 4 5 3 番地
理事	松永 信一	下益城郡城南町赤見 3 7 0 番地の 1 2
理事	藤野 恵	下益城郡城南町碓 1 2 9 6 番地
監事	久我 義春	下益城郡城南町今吉野 7 4 6 番地
監事	陣 榮一	下益城郡城南町丹生宮 8 7 7 番地の 5
就任		
理事	川口 忠孝	下益城郡城南町築地 8 4 3 番地
理事	大石 行登	下益城郡城南町坂野 7 0 0 番地
理事	高濱 勝也	下益城郡城南町坂野 2 0 6 7 番地
理事	倉岡 三嘉	下益城郡城南町今吉野 7 7 7 番地
理事	南部 吉勝	下益城郡城南町今吉野 4 6 3 番地の 2
理事	坂井 健一	下益城郡城南町千町 1 1 8 0 番地
理事	東矢 重秋	下益城郡城南町千町 2 0 2 6 番地の 1
理事	鋤野 一隆	下益城郡城南町永 1 2 6 9 番地
理事	陣 榮一	下益城郡城南町丹生宮 8 7 7 番地の 5
理事	土持 敏男	下益城郡城南町高 2 6 7 番地
理事	亀井 和也	下益城郡城南町赤見 1 4 2 3 番地
理事	中野 文成	下益城郡城南町碓 8 7 8 番地の 3
監事	松本 隆博	下益城郡城南町坂野 4 3 0 番地の 1
監事	鈴木 敬一	下益城郡城南町永 1 4 2 2 番地

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 1 号

平成 2 1 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。
平成 2 1 年 5 月 7 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 開催日時
平成 2 1 年 5 月 2 2 日 (金)
1 4 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで
- 開催場所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 議題
(1) 事業施策等の説明
(2) 平成 2 1 年度熊本県公共事業再評価対象事業について
(3) 平成 2 1 年度熊本県公共事業再評価監視委員会のスケジュールについて
- 傍聴者の定員
1 0 人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局 (熊本県土木部土木技術管理室)
電話 096-333-2490

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 1 3 7 号

ガザミ資源保護のため、漁業法 (昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号) 第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成 2 1 年 5 月 7 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板 崎 清

- 1 指示の内容
天草有明海の共同漁業権漁場内においては6月1日から6月15日までの間、不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成21年5月7日から平成22年5月6日までとする。

熊本県肝炎対策協議会公告第1号

熊本県肝炎対策協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。
平成21年5月7日

熊本県肝炎対策協議会
健康福祉部長 森 枝 敏 郎

- 1 開催日時
平成21年5月13日（水）
午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 多目的A V会議室
- 3 議題
(1) 熊本県における肝炎対策の取組状況及び課題について
(2) 平成20年度の取組状況について
(3) 平成21年度の取組予定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、協議会の許可を得た上で、協議会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策班
(電話096-333-2783)